

全国健康関係主管課長会議資料

平成31年2月12日(火)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局
総務課
原子爆弾爆被爆者援護対策室
指導調査室

目 次

【原子爆弾被爆者援護対策室】

1	原爆被爆者対策について	
	(1) 平成31年度原爆被爆者援護対策予算(案)の概要について	1
	(2) 被爆体験伝承事業について	1
	(3) 被爆二世健康診断について	3
	(4) 在外被爆者への支援について	3
2	原爆症認定について	
	(1) 原爆症認定審査に係る手続きの迅速化について	5
	(2) 原爆症認定申請書の記載等における留意事項について	5
	(3) 医療特別手当の支給継続に当たっての要医療性の確認について	5
3	各種手当額の改定について	7
4	被爆者健康手帳の審査について	7

【指導調査室】

5	公衆衛生関係行政事務指導監査について	
	(1) 平成31年度の指導監査について	9
	(2) 平成30年度の指導監査における主な指摘事項について	14
6	保健衛生施設等施設・設備整備費補助金について	
	(1) 平成31年度予算(案)について	15
	(2) 平成31年度整備計画について	16
	(3) 行政手続の簡素化への対応について	16
7	毒ガス障害者対策について	18

【原子爆弾被爆者援護対策室】

(1) 平成31年度原爆被爆者援護対策予算(案)の概要について【資料1】

平成31年度原爆被爆者援護対策予算(案)については、被爆者数が年間約9千人ほど減少していることを反映し、対前年度比36億円減額の1,253億円を確保した。

平成31年度に拡充を行う主な事業としては、

- ・被爆体験の次世代への継承を目的として、被爆体験の伝承者等を国内、国外へ派遣する事業の拡充
- ・原爆の惨禍を次世代に伝え、死没者を悼むことを目的とした、広島及び長崎における被爆建物の保存事業への補助の拡充
- ・長崎の被爆体験者への医療費助成対象疾患に「脂質異常症」を追加を予定している。

広島・長崎県市はもとより、全国の都道府県におかれても、被爆者数が減少している中ではあるが、引き続き、必要な予算額の確保と施策の周知、適正な執行につき、御協力をお願いしたい。

(2) 被爆体験伝承事業について【資料2】

戦後70年以上が経過し、被爆者の高齢化が進み、被爆者本人が体験を語る機会が減少していく中で、被爆体験を次世代へ継承することが課題となっている。そのため、国立原爆死没者追悼平和祈念館において、広島市・長崎市が養成している被爆体験の伝承者等を、国内、国外に派遣する事業を今年度から開始しているが、平成31年度も上記のとおり派遣数を増やすため拡充する。本事業においては、派遣に係る費用(謝金、旅費)は国が負担しており、平成30年12月末現在では、小学校171か所、中学校98か所、高等学校34か所、大学5か所、その他48か所の計356か所に派遣している。

厚生労働省としては、本事業について、学校でさらに活用されるように、今年の文部科学省主催の都道府県及び指定都市の教育委員会関係者に対して説明しているところであり、都道府県市におかれても、原爆被爆者援護施策の一環として被爆の実相を広める原爆展への伝承者の招致などにも活用するほか、関係部局、市町村、その他教育機関や市民団体などとも連携をいただき、積極的に本事業が活用されるよう御協力をお願いしたい。

また、被爆者本人の講話については、原爆死没者慰霊等事業費補助金を利用できるので積極的に証言活動の支援に活用していただきたい。

【参考】本事業の実施に係る案内については、下記ホームページに掲載しています。

○被爆体験伝承者等派遣事業について(チラシ)

https://www.hiro-tsuitokenkan.go.jp/upload/files/denshousha_2_chirashi.pdf

○国立広島原爆死没者追悼平和祈念館 <http://www.hiro-tsuitokenkan.go.jp/>

○国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館 <http://www.peace-nagasaki.go.jp/>

原爆被爆者援護対策予算 平成31年度予算額(案)

資料 1

事 項	平成30年度 予 算 額	平成31年度 予算額(案)	備 考
	億円	億円	億円
原爆被爆者対策費	1,289	1,253	
(1) 医療費等	317	307	
(2) 諸手当等	859	832	
(3) 保健福祉事業等	69	70	
(4) 原爆死没者追悼事業等	7	7	<ul style="list-style-type: none"> ・改 被爆体験伝承事業 (派遣数の増) 0.5 ・改 原爆死没者慰霊等事業 (被爆建物・樹木の保存事業の拡充) 0.8
(5) 調査研究等	36	36	<ul style="list-style-type: none"> ・改 被爆体験者精神影響等調査研究事業 (医療費助成対象への脂質異常症の追加) 8.1

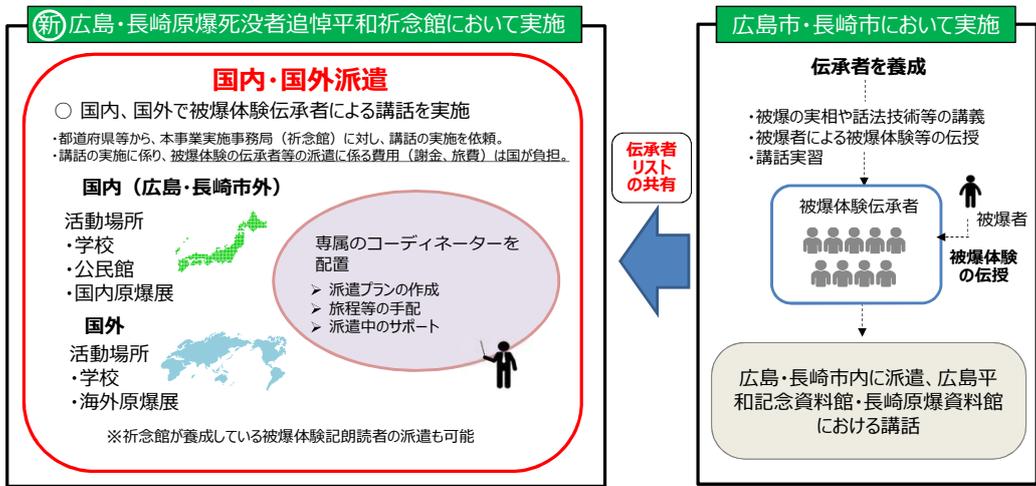
注) 各事項の額は、億円単位未満四捨五入しているため、合計額は一致しない。

被爆体験伝承者等派遣事業

資料 2

平成31年度予算額(案) 0.5億円(原爆死没者追悼平和祈念館運営委託費の内数)

趣旨 戦後70年以上が経過し、被爆者の高齢化が進み、被爆者本人が体験を語る機会が減少していく中で、被爆体験を次世代へ継承することが課題となっている。そのため、国立原子爆弾被爆者追悼平和祈念館において、広島市・長崎市が養成している被爆体験の伝承者等を国内、国外へ派遣する事業を行う。



(3) 被爆二世健康診断について

被爆二世健康診断の実施に当たっては、被爆二世の方を事前に把握することが困難なことから、都道府県・市町村の広報誌や、ラジオ、被爆者健診にあわせた周知など健診実施についての十分な周知を行い、受診を希望する二世の方が一人でも多く受診できるよう改めてお願いしたい。健診の受診申込みにおいても、実施医療機関と調整の上、受診可能な医療機関と日時を予めお示しすることにより、受診希望者が自治体と医療機関へそれぞれ申し込むことなく一度の申込みにより受診することができるようにするなど、手続き面でも受診しやすいものとなるように努めていただきたい。

また、現在、被爆二世健康診断の実施状況について、都道府県、広島市及び長崎市に調査をお願いしているところであるが、調査票への記入と回答の御協力をよろしく願います。調査の結果については後日お示しする予定だが、対応が必要になった際にはまた改めて願います。

委託費の執行について、被爆二世健康診断の受診希望者が見込みより多く、年度途中で委託費が不足する場合は増額も検討するので、御相談願いたい。定員枠については設けることのないよう、また、定員がある旨の周知も行わないよう御配慮願いたい。

また、平成28年度からは検査項目に多発性骨髄腫検査を追加しており、実施に当たっては、当該検査項目は希望者のみを対象とした検査であることの周知や、全ての健診実施医療機関で実施していない場合は予め受診可能な医療機関を周知するなどの御対応を引き続きお願いしたい。

(4) 在外被爆者への支援について

在外被爆者への医療費支給については、平成28年1月から、韓国に在住する被爆者は長崎県で、韓国以外の国に在住する被爆者は広島県で、医療費の支給申請を受け付けているので、在外被爆者から問い合わせがあった場合は、申請窓口の紹介をお願いしたい。

また、在外被爆者からの原爆症認定申請については、在外公館で受け付けた後、都道府県市を通じて国に進達していただいているので、引き続きの御協力をお願いしたい。なお、審査結果については、都道府県市を通じて直接申請者へ送付することとしているので御留意願いたい。

2. 原爆症認定について

(1) 原爆症認定審査に係る手続きの迅速化について【資料3】

原爆症の認定については、迅速な認定審査に取り組んでおり、これまでに約9割の申請について、申請から結果通知までの期間が6カ月以内となる審査を達成している。都道府県市におかれても、国への迅速な申請書類の進達、審査に必要な情報が不足している場合の照会対応、申請者への審査結果の速やかな送付等の御協力をいただいている。一部の自治体で、進達が遅れている事案が見られるが、原爆症認定の迅速な審査は、被爆者からの要望も強く、重要な業務であるので、引き続き、御協力をお願いしたい。

(2) 原爆症認定申請書の記載等における留意事項について【資料4】

①被爆時の状況の記載

原爆症認定申請書には、被爆時の状況を記載することになっているが、被爆者におかれては、直接被爆の他にも入市による被爆があるなど、被爆者健康手帳に記載のある被爆事実の他にも被爆されている場合があるので、都道府県市におかれては、申請者が、そのような被爆事実も記載できるよう、例えば、原爆症認定申請書の記載例等に留意点として記載をしたり、窓口等で相談を受ける際に説明するなど、特段の御配慮をお願いする。

②積極的認定対象疾病以外の疾病での申請

原爆症認定審査において、悪性腫瘍等の7疾病については、積極的に認定する範囲を定め、一定の被爆状況を満たした場合には原則として放射線起因性を認定し、これら以外の疾病（以下、「その他の疾病」）については、被曝線量、既往症、環境因子、生活歴等を総合的に勘案して審査を行っている。

これまでも、その他の疾病で認定された例もあるので、都道府県市におかれては、被爆者から原爆症認定申請にかかる御相談等があれば、積極的認定対象疾病に当たらないことをもって申請を諦めることがないよう、適切に御案内をしていただくようお願いする。その際、原爆症認定状況については、厚生労働省のホームページ※に掲載があるので、参考にされたい。

また、その他の疾病について申請の際は、「原爆症認定申請に係る審査の迅速化について（依頼）」（平成27年9月29日付事務連絡）により、審査に必要な医学的な書類の提出をお願いしたい。

※原爆症認定状況 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000050247.html>

(3) 医療特別手当の支給継続に当たっての要医療性の確認について

医療特別手当の支給継続に当たっては、認定疾病の要医療性を確認するため、健康状況届を原爆症認定申請から3年毎（放射線白内障等は、初回は原爆症認定申請から1年後）に手当受給者から提出いただいている。

平成31年度（5月末まで）の健康状況届出対象者に対しては、健康状況届の提出時期の通知につき遺漏なきようお願いしたい。

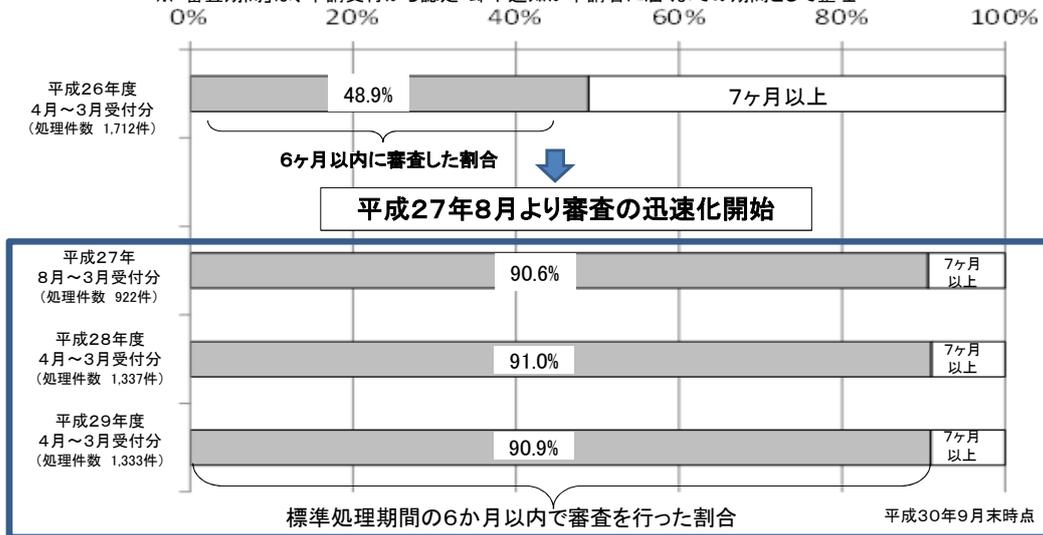
また、要医療性の確認に当たっては、診断書の記載内容（認定疾病の治療

原爆症認定審査期間の推移

資料 3

原爆症認定審査については、平成27年の平和祈念式典等において、総理から迅速な審査に努めることを表明し、厚生労働大臣から原則6ヶ月での審査を行うことを約束。

※「審査期間」は、申請受付から認定・却下通知が申請者に届くまでの期間として整理



《原爆症認定申請時における留意事項について》

資料 4

認定申請書			
氏名	〇〇	性別	男
住所			
電話番号	012-345-6789	被爆者健康手帳の番号	9876543
負傷又は疾病の名称	胃がん		
被爆時の状況 (入市の状況を含む。) (※1)	8月6日は広島市の爆心から約5km離れた〇〇町の〇〇工場にいましたので、被爆者健康手帳は1号(直接被爆)で交付を受けています。 また、江波町の方へ出掛けていた兄が帰ってこなかったため、翌日、母親と広島市内に捜索に行きました。8時に〇〇町の自宅を出発し、9時頃に横川駅付近に到着し、天満川に沿って、天満町、観音町の方を通り歩いていきました。		
被爆直後の症状及びその後の健康状態の概要 (※2)	被爆直後は急性症状はありませんでした。 35歳頃 結核 1976年～ 貧血 1982年 胃潰瘍 1990年 白内障 1995年 高血圧症 2001年 肝機能障害 2008年 胃がん		
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定に、関係書類を添えて申請します。 年 月 日			
厚生労働大臣 殿			申請者 氏 名

「被爆時の状況」欄について
 ○被爆者健康手帳記載を参考に記載する。
 ○被爆者健康手帳に記載されていない被爆事実がある場合も記載する。
 (例: 直接被爆のみで手帳が交付されているが入市被爆もある場合)

(※1) 被爆をした地点及びその周囲の状況について記載してください。

被爆後の入がある場合には、入市日、入市経路及びその後の行動、滞在時間を記載してください。

なお、被爆者健康手帳の記載を参考に記載し、その写しを添付してください。

(※2) 被爆直後の症状や被爆時以降現在までの健康状態の変化等について記載してください。

医療を受けていたり様々な調査を受けていたことにより、客観的な資料がある場合併せて添付してください。

状況や、認定疾病以外の疾病で原爆症の対象となる疾病の有無等)の確認など、審査を適切に行っていただくようお願いしたい。

また、被爆者が高齢となっており、健康状況届の未提出も含め、本人のみによる制度の有効活用が難しいケースが今後増加していくことが予想されるため、高齢化に対する周囲のフォローが求められると考える。その対応策の一事例として、一部の自治体においては、介護支援専門員が被爆者を担当した場合に、必要に応じて適切に被爆者をフォローできるよう、地域の介護支援専門員に対して被爆者援護施策を勉強する機会を設けている。このような高齢者福祉施策と被爆者援護施策とが連携できるような取り組みについて御検討願いたい。

3. 各種手当額の改定について【資料5】

平成31年4月からの医療特別手当などの支給額については、平成30年平均の全国消費者物価指数の前年比等にあわせて改定する予定である。

具体的な改定予定額については、1月にお知らせしたとおりであり、関係者に対する周知等につき、よろしくお取り計らい願いたい。

4. 被爆者健康手帳の審査について

被爆者健康手帳の審査期間については、申請者の高齢化に伴い、できるだけ早期の審査が望ましいことから、やむを得ない事情がある場合を除き、審査期間を概ね半年以内とし、審査の迅速化に向け御尽力をお願いしたい。

なお、審査に際しては、申請者の原爆投下当時の所在や行動について、事実関係を可能な限り、客観的かつ正確に確認する必要があるが、この確認に当たり、必ずしも証人を必要としているわけではなく、例えば、①申請者御本人から当時の状況を記載した申述書や誓約書を提出していただいたり、②行政において、家族が手帳を取得した際の資料や同じ場所で被爆した人の資料を調査することなどで、十分な事実確認ができれば、手帳交付を認めるといった柔軟な取扱いをしている。今後も、こうした取扱いを徹底し、適切な審査をお願いしたい。

原 爆 諸 手 当 一 覧

資料 5

平成 3 1 年度の医療特別手当等の支給単価については、平成 3 0 年平均の全国消費者物価指数の対前
年比変動率が + 1 . 0 % となったことにより、引き上げとなります。(平成 3 1 年 4 月から改定予定)

手当の種類	平成31年度支給単価 (予定)		支給要件	受給者数 (平成30年3月末現在)
医療特別手当	月 額	141,360 円	原子爆弾の放射能が原因で病气やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、まだその病气やけがの治っていない人	7,640人
特別手当	月 額	52,200 円	原子爆弾の放射能が原因で病气やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現在はその病气やけがが治った人	2,268人
原子爆弾小頭症 手当	月 額	48,650 円	原子爆弾の放射能が原因で小頭症の状態にある人	18人
健康管理手当	月 額	34,770 円	高血圧性心疾患等の循環器機能障害のほか、運動器機能障害、視機能障害(白内障)、造血機能障害、肝臓機能障害、内分泌腺機能障害等 1 1 障害のいずれかを伴う病气にかかっている人	128,763人
保健手当	月 額	一般 17,440 円	2 km以内で直接被爆した人と当時その人の胎児だった人	3,178人
	増 額	34,770 円		
介護手当	月 額	重 度	精神上又は身体上の障害のために費用を支出して身のまわりの世話を する人を雇った場合 (重度：身障手帳 1 級及び 2 級の一部程度、 中度：身障手帳 2 級の一部及び 3 級程度)	14,993人
		中 度		
家族介護手当	月 額	22,190 円	重度の障害のある人で、費用を出さずに身のまわりの世話をうけている場合(身障手帳 1 級及び 2 級の一部程度)	14,447人
葬祭料		206,000 円	原爆の影響の関連により死亡した被爆者の葬祭を行う人に支給	9,080人

5 公衆衛生関係行政事務指導監査について

(1) 平成31年度の指導監査について

ア 指導監査の日程について

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「原爆被爆者援護法」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（結核に関する事務に限る。以下「感染症法」という。）、難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）及び児童福祉法（小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務に限る。以下「児童福祉法」という。）に関する行政事務指導監査については、平成31年度においても別記の計画により実施することとしているので、対象都道府県等にあっては、特段の協力をお願いする。

なお、具体的な実施日程は別途通知する予定である。

イ 留意事項について

（感染症法関係）

我が国の結核罹患率は2017年には人口10万人当たり13.3人と順調に減少してきているもののいまだ低まん延国の水準である10.0未満になっていない。結核の予防指針では東京オリンピック・パラリンピック開催までに低まん延国となることを目指しており、結核患者の早期発見や感染拡大の防止をより一層徹底していく必要がある。

（難病法及び児童福祉法関係）

難病対策については、平成30年4月1日から施行された大都市特例により、事業実施者として指定都市が追加されたところである。また、平成31年度は、対象疾病の更なる拡大が予定されている。

これらのことから、各地方公共団体におかれても施策の実施に当たり格段の配慮をお願いする。

(別記)

平成31年度公衆衛生関係行政事務指導監査実施自治体

実施期間	自治体名	備考	
各自治体に実施期間を定めて別途通知する。	<p>(都道府県) [25]</p> <p>北海道 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 神奈川県 愛知県 三重県 京都府 大阪府 兵庫県 鳥取県 島根県 山口県 高知県 福岡県 長崎県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県</p>	<p>(注)</p> <p>1 指定都市については、感染症法(結核)、児童福祉法(小児慢性特定疾病)、精神保健福祉法について実施する。</p>	
	<p>(指定都市) [11]</p> <p>札幌市 千葉市 横浜市 川崎市 相模原市 静岡市 浜松市 京都市 堺市 北九州市 熊本市</p>	<p>2 中核市については、感染症法、児童福祉法について実施する。</p>	
	<p>(中核市) [15]</p> <p>八戸市 秋田市 郡山市 宇都宮市 高崎市 八王子市 富山市 金沢市 豊橋市 豊中市 枚方市 倉敷市 福山市 下関市 高知市</p>	<p>3 保健所設置市・特別区については、感染症法のみ実施する。</p>	
	<p>(保健所設置市) [2]</p> <p>藤沢市 茅ヶ崎市</p>	<p>4 平成30年度の対象自治体であっても、当該年度における指導監査の結果によっては、平成31年度において追加して実施する場合があります。</p>	
	<p>(特別区) [8]</p> <p>千代田区 中央区 渋谷区 中野区 北区 板橋区 足立区 江戸川区</p>		
		<p>[合計 61]</p>	

ウ 提出資料の作成等について

指導監査の実施に当たっては、毎年度、都道府県等における事業の実施状況について事前に資料の提出をお願いしており、提出資料の作成に当たっては、対象都道府県等にお示しする作成要領等に留意するとともに、期限（指導監査実施時期の60日前）までに提出されるようお願いする。

また、併せて実施する「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の指導監査についても、資料の提出等に当たり、関係部局との連携方、特によりしくお願いする。

エ 指導監査の重点事項について

平成31年度の指導監査においては、各制度ごとに以下の事項を重点事項として実施することとしている。

(ア) 原爆被爆者援護法関係

- a 被爆者健康手帳の審査・交付状況
(申請書類の審査、広島・長崎両縣市への照会、必要書類の添付、事情聴取、記録の確認、未処理案件の状況)
- b 健康診断の実施状況
(健康診断の周知・受診勧奨の状況、精密検査対象者の未受診理由の把握状況、交通手当の支給状況)
- c 原爆症認定申請の事務処理状況
(必要書類の確認状況、認定書の返還状況、認定書・却下通知の処理状況)
- d 各種手当の認定、支給事務処理状況
(各種手当の認定、支給台帳の整備状況)

(イ) 感染症法関係

- a 健康診断の実施状況
(対象者の選定・受診者の把握方法、受診者・未受診者の把握状況、未受診者への受診勧奨方策、患者との接触者に対する健康診断受診勧告等の状況)
- b 医師及び病院管理者が行う届出状況
(届出状況、医師及び病院管理者への指導状況)
- c 家庭訪問等指導の実施状況
(訪問基準の整備状況、家庭訪問等指導の実施状況)
- d 就業制限の実施状況
(感染症の診査に関する協議会（以下「協議会」という。）への諮問・報告状況、就業制限の手続状況)

公衆衛生関係行政事務指導監査について

平成31年度においては、各制度ごとに次の事項を重点事項として実施することとしている。

- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律関係
 - ・ 被爆者健康手帳の審査・交付状況
 - ・ 健康診断の実施状況
 - ・ 原爆症認定申請の事務処理状況
 - ・ 各種手当の認定、支給事務処理状況

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係（結核に関する事務に限る。）
 - ・ 健康診断の実施状況
 - ・ 家庭訪問等指導の実施状況
 - ・ 医師や病院管理者が行う届出状況
 - ・ 就業制限の実施状況
 - ・ 入院勧告の実施状況
 - ・ 結核医療費の公費負担事務処理状況

- 難病の患者に対する医療等に関する法律関係
 - ・ 特定医療費支給認定状況
 - ・ 特定医療受給者証交付状況
 - ・ 指定医療機関の指定状況及び指定医の指定状況
 - ・ 療養費払いの事務処理状況
 - ・ 指定難病審査会の開催状況

- 児童福祉法（小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務に限る。）関係
 - ・ 小児慢性特定疾病医療費支給認定状況
 - ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証交付状況
 - ・ 指定医療機関の指定状況及び指定医の指定状況
 - ・ 療養費払いの事務処理状況
 - ・ 小児慢性特定疾病審査会の開催状況

また、平成30年度の指導監査においても、過去に是正改善を図るよう指摘した事項について、改善が不十分な事例が散見されるので、改めて指摘の趣旨を理解の上、改善に向けてより一層の努力をお願いします。

※ 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に係る事務指導監査についても、本指導監査と併せて実施する予定。

- e 入院勧告の実施状況
（協議会への諮問・報告状況、患者等への説明・意見を述べる機会の付与の手続状況、勧告等の手続状況）
- f 結核医療費の公費負担事務処理状況
（公費負担申請書の審査・事務処理状況、承認始期の状況、療養費払の書類の整備・処理状況、自己負担の認定に係る書類の確認状況、連名簿及び診療報酬明細書の写し等による審査点検状況）

（ウ）難病法関係

- a 支給認定等の状況
（医学的審査状況、世帯所得等審査状況、申請書類審査状況、支給認定期間、支給認定取消し状況）
- b 特定医療受給者証交付状況
（疾病別交付状況、有効期間、指定医療機関名等の記載状況）
- c 指定医療機関の指定状況
（指定状況、更新状況、取消し状況）
- d 指定医の指定状況
（指定状況、更新状況、研修実施状況）
- e 指定難病審査会の設置・運営状況
（規定の設置状況、委員の任命状況、運営状況）
- f 標準事務処理期間の設定

（エ）児童福祉法関係

- a 支給認定等の状況
（医学的審査状況、世帯所得等審査状況、申請書類審査状況、支給認定期間、支給認定取消し状況、重症患者等の認定事務処理状況）
- b 小児慢性特定疾病医療受給者証交付状況
（疾病別交付状況、有効期間、指定医療機関名等の記載状況）
- c 指定医療機関の指定状況
（指定状況、更新状況、取消し状況）
- d 指定医の指定状況
（指定状況、更新状況、研修実施状況）
- e 小児慢性特定疾病審査会の設置・運営状況
（規定の設置状況、委員の任命状況、運営状況）
- f 標準事務処理期間の設定

(2) 平成30年度の指導監査における主な指摘事項について

平成30年度の指導監査は、57の自治体を対象に実施しており、指導監査において是正改善を図る必要があると指摘した主な内容は以下のとおりである。

また、これらの指摘事項には、過去に是正改善を図るよう指摘したにもかかわらず、依然として改善されていない事例も含まれているので、各自治体におかれては、指摘の趣旨を正しく理解の上、改善に向けてより適切に対処されるよう、お願いする。

ア 原爆被爆者援護法関係

- ・ 療養費払の添付書類を整えるよう指導

イ 感染症法関係

- ・ 定期健康診断の実施報告未提出事業所への指導が不十分
- ・ 定期健康診断の受診率が低い各事業所への指導が不十分
- ・ 接触者に対する健康診断受診勧告の実施、未受診者対策が不十分
- ・ 新患者発生届出が遅延
- ・ 医師及び病院管理者からの入退院届が遅延
- ・ 新登録患者に対する家庭訪問等指導の実施が不十分
- ・ 就業制限の通知が遅延
- ・ 入院勧告に係る協議会への諮問・報告、患者等への説明・意見を述べる機会の付与手続等の実施が不適切
- ・ 公費負担に係る連名簿等の審査点検が不十分

ウ 難病法関係

- ・ 標準事務処理期間の設定に努めるよう指導
- ・ 指定医療機関の指定事務が不適切

エ 児童福祉法関係

- ・ 標準事務処理期間の設定に努めるよう指導
- ・ 指定医療機関の指定事務が不適切

6 保健衛生施設等施設・設備整備費補助金について

(1) 平成31年度予算(案)について

○ 一般会計

(項) 保健衛生施設整備費

(目) 保健衛生施設等施設整備費補助金

5, 147百万円

【補助メニュー】

- | | | |
|--|--------------------|---------------|
| ・原爆医療施設 | ・原爆被爆者保健福祉施設 | ・放射線影響研究所施設 |
| ・農村検診センター | ・小児がん拠点病院 | ・エイズ治療拠点病院 |
| ・HIV検査・相談室 | ・難病相談支援センター | ・感染症指定医療機関 |
| ・感染症外来協力医療機関 | ・結核患者収容モデル病室 | ・結核研究所 |
| ・多剤耐性結核専門医療機関 | ・新型インフルエンザ患者入院医療機関 | ・医薬分業推進支援センター |
| ・食肉衛生検査所 | ・精神科病院 | ・精神保健福祉センター |
| ・精神科デイ・ケア施設 | ・精神科救急医療センター | |
| ・保健所(防災・減災、国土強靱化のための緊急対策として、自家発電設備の整備) | | |

(項) 地域保健対策費

(目) 保健衛生施設等設備整備費補助金

3, 044百万円

【補助メニュー】

- | | | |
|--------------------|---------------|--------------|
| ・原爆医療施設 | ・原爆被爆者保健福祉施設 | ・原爆被爆者健康管理施設 |
| ・地方中核がん診療施設 | ・マンモグラフィ検診機関 | ・エイズ治療拠点病院 |
| ・HIV検査・相談室 | ・難病医療拠点・協力病院 | ・眼球あっせん機関 |
| ・さい帯血バンク | ・組織バンク | ・末梢血幹細胞採取施設 |
| ・感染症指定医療機関 | ・感染症外来協力医療機関 | ・結核研究所 |
| ・新型インフルエンザ患者入院医療機関 | ・医薬分業推進支援センター | ・食肉衛生検査所 |
| ・と畜場 | ・市場衛生検査所 | ・精神科病院 |
| ・精神保健福祉センター | ・精神科デイ・ケア施設 | ・精神科救急車 |
| ・精神科救急情報センター | | |

○ 東日本大震災復興特別会計(復興庁一括計上)

平成31年度は復旧要望がなく予算未計上

0円

(2) 平成31年度整備計画について

保健衛生施設等施設整備費補助金の平成31年度整備計画内容の説明聴取については、既に各地方厚生（支）局において実施したが、例年、建設用地の確保、地域住民との調整等により内示（実施計画承認）後に申請取下げ又は計画の変更といったケースが見受けられるので、各都道府県等におかれては、事業者の整備計画の進捗状況を十分把握するとともに、事業の延期・中止等の事態を生じさせることがないように、事業者等に対しても適切な指導をお願いする。

また、平成31年度においては、昨年末に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、保健所における自家発電設備の整備に必要な支援を実施することとしているので、了知されたい。

(3) 行政手続の簡素化への対応について

平成29年3月29日付けで、内閣府の規制改革推進会議行政手続部会において、補助金の交付申請を含む行政手続に係る、手続コスト（民間事業者側の時間コスト）について、①行政手続の電子化の徹底、②同じ情報は一度だけの原則、③書式・様式の統一の三原則に沿った取組を進め、平成29年度からの3か年の間に、20%を削減することが決定されている。

このコスト削減については、間接補助金の申請手続も対象となることから、コスト削減に向けた取組や、削減状況の把握に関し協力をお願いする。（取組みの具体的な内容については、各補助金の所管課室から連絡する。）

※ なお、この取組は保健衛生施設等施設・設備整備費補助金を含む、健康局関係の各補助金で共通の取組である。

保健衛生施設等施設・設備整備費補助金

平成31年度予算案、()内は平成30年度予算額

目的： 地域住民の健康増進や疾病の予防、治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与するため、都道府県等が設置する感染症指定医療機関、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院や精神科病院等の整備促進を図る。

【一般会計】

(1)保健衛生施設等施設整備費補助金 5,147百万円 (2,180百万円)

・原爆医療施設	・原爆被爆者保健福祉施設	・放射線影響研究所施設	・農村検診センター
・小児がん拠点病院	・エイズ治療拠点病院	・HIV検査・相談室	・難病相談支援センター
・感染症指定医療機関	・感染症外来協力医療機関	・結核患者収容モデル病室	・結核研究所
・多剤耐性結核専門医療機関	・新型インフルエンザ患者入院医療機関	・医薬分業推進支援センター	・食肉衛生検査所
・精神科病院	・精神保健福祉センター	・精神科デイ・ケア施設	・精神科救急医療センター
・保健所（防災・減災、国土強靱化のための緊急対策として、自家発電設備の整備）			

(2)保健衛生施設等設備整備費補助金 3,044百万円 (2,007百万円)

・原爆医療施設	・原爆被爆者保健福祉施設	・原爆被爆者健康管理施設	・地方中核がん診療施設
・マンモグラフィ検診機関	・エイズ治療拠点病院	・HIV検査・相談室	・難病医療拠点・協力病院
・眼球あわせん機関	・さい帯血バンク	・組織バンク	・末梢血幹細胞採取施設
・感染症指定医療機関	・感染症外来協力医療機関	・結核研究所	・新型インフルエンザ患者入院医療機関
・医薬分業推進支援センター	・食肉衛生検査所	・と畜場	・市場衛生検査所
・精神科病院	・精神保健福祉センター	・精神科デイ・ケア施設	・精神科救急車
・精神科救急情報センター			

※ 平成31年度整備計画については、内示後に事業の延期・中止等の事態を生じさせることがないよう、管内の事業者等に対しても適切な指導をお願いする。

【東日本大震災復興特別会計(復興庁一括計上)】

保健衛生施設等災害復旧費補助金は復旧要望がなく予算未計上 0円 (246百万円)

7 毒ガス障害者対策について

毒ガスによる健康被害を受けた方々に対する各種事業については、広島県、福岡県及び神奈川県に委託して実施しており、これらの県におかれては、今後とも協力をお願いしたい。

また、平成31年度の手当の支給額については、原爆被爆者に対する各種手当と同様に、消費者物価指数の変動等に合わせ、関係通知の改正により、支給額を改定する予定である。具体的な改定予定額については、1月にお知らせしたとおりであり、関係者に対する周知等につき、よろしくお取り計らい願いたい。

(参 考)

平成31年度手当額（月額）

特別手当	104,260円
医療手当	
入院8日・通院3日以上	37,210円
入院8日・通院3日未満	34,770円
健康管理手当	34,770円
保健手当	17,440円
介護手当 重度	105,460円
中度	70,300円
家族介護手当	22,190円

参 考 资 料

－ 参 考 資 料 目 次 －

【原子爆弾被爆者援護対策室】

平成31年度原爆被爆者援護対策予算（案）	資－1
被爆体験伝承者等派遣事業（チラシ）	資－3

【指導調査室】

平成31年度保健衛生施設等整備予算（案）	資－5
1 平成29年度公衆衛生関係行政事務指導監査結果の概要	資－6
(1) 指導監査を実施した地方公共団体の数	
(2) 主な指摘事項	
2 毒ガス障害者対策の概要	資－8

原爆被爆者の援護

1, 253億円(1, 289億円)

○保健、医療、福祉にわたる総合的な施策の推進

高齢化が進む原爆被爆者の援護施策として、医療の給付、諸手当の支給、原爆養護ホームの運営、調査研究事業など総合的な施策を引き続き実施するとともに、被爆の実相を世代や国境を越えて伝えるため、被爆建物・樹木の保存や、被爆体験の伝承者を国内外へ派遣する等の事業を推進する。

また、長崎の被爆体験者への医療費助成対象疾患に脂質異常症の追加を行うとともに、被爆者の健康増進を図るため、老朽化している被爆者保養施設への補助を行う。

(主な事業)

・ 医療費の支給、健康診断	307億円
・ 諸手当の支給	832億円
・ 保健福祉事業（原爆養護ホームの運営等）	70億円
㊦ ・ 被爆体験伝承事業	0.5億円
㊦ ・ 原爆死没者慰霊等事業における被爆建物・樹木の保存事業の拡充	0.8億円
㊦ ・ 被爆体験者精神影響等調査研究事業における医療費助成対象疾患への脂質異常症の追加	8.1億円

○ 原爆被爆者等の援護

事 項	平成30年度 予 算 額	平成31年度 予算額(案)	備 考	
	億円	億円		億円
1. 原爆被爆者援護対策費	1,289	1,253		
(1) 医療費等	317	307	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原爆疾病医療費 ・ 原爆一般疾病医療費 	13 258
(2) 諸手当等	859	832	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療特別手当 ・ 健康管理手当 	249 517
(3) 保健福祉事業等	69	70	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険等利用被爆者助成事業 	25
(4) 原爆死没者追悼事業等	7	7	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ ・ 被爆体験伝承事業 (実施個所数の増) ㊦ ・ 原爆死没者慰霊等事業 (被爆建物・樹木の保存事業の拡充) 	0.5 0.8
(5) 調査研究等	36	36	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ ・ 被爆体験者精神影響等調査研究事業 (医療費助成対象疾患への脂質異常症の追加) 	8.1
2. 毒ガス障害者対策	6	5		

注) 各事項の額は、億円単位未満四捨五入しているため、合計額は一致しない。

～被爆体験伝承者等派遣事業～

被爆体験を語り継ぐために…



「原爆ドーム（広島）」

被爆体験の伝承者等を 全国へ無料で派遣します



「平和祈念像（長崎）／北村西望作」

戦後70年以上が経過し、被爆者の高齢化が進んでいます。唯一の戦争被爆国として、被爆者の体験や平和への想いを次世代に語り継ぐため、広島、長崎では、被爆者から直接受け継いだ体験を語り継ぐ「伝承者」や、被爆者の体験記や詩などを朗読する「朗読ボランティア」の養成・登録を行っています。

厚生労働省と広島市、長崎市が協力し、伝承者、朗読ボランティアを全国に無料で派遣します。派遣者は、被爆体験伝承講話や被爆体験記朗読会において被爆の実相、平和への想いを伝えます。

◆被爆体験伝承者（広島） 家族・交流証言者（長崎）

広島市・長崎市が養成した伝承者が、パワーポイントなどの映像を用いながら、被爆者から直接受け継いだ被爆体験や平和への想いをお話しします。

※被爆体験の伝承者については、広島と長崎で名称が異なります。

◆被爆体験記朗読ボランティア（広島・長崎）

国立原爆死没者追悼平和祈念館が募った朗読ボランティアが、被爆者が自ら綴った体験記や詩などを朗読します。聴講者による朗読体験なども行います。

（講話・朗読時間の目安 広島：60分 長崎：40分）※応相談。

平成31年度
派遣申込

1/21（月）
受付開始

お申し込み＆お問い合わせ先

◆申込期限は、原則として派遣希望月の3カ月前の月の月末まで

（ただし、派遣希望月が4月の場合は2月末まで）

（例）7/31 派遣希望の場合の〆切 ⇒ 4/30 ※申込期限に間に合わない場合は、お電話にてご相談ください。

◆下記のお申し込み先のホームページに掲載している派遣申込書に、必要事項を記載のうえ、電子メール又はFAXにより提出してください。

広島	被爆体験伝承者	国立広島原爆死没者追悼平和祈念館 TEL 082-207-1202 FAX 082-543-6273 ホームページ http://www.hiro-tsuitokeninkan.go.jp/ e-mail haken@hiro-tsuitokeninkan.go.jp
	被爆体験記朗読ボランティア	
長崎	家族・交流証言者	国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館 TEL 095-814-0055 FAX 095-814-0056 ホームページ http://www.peace-nagasaki.go.jp/ e-mail haken@peace-nagasaki.go.jp
	被爆体験記朗読ボランティア	

お申込みから開催までの流れ

- ① **申込の受付** 平成31年1月21日から（申込期限：原則として派遣希望月の3カ月前の月の月末まで）
- ② **派遣の可否の連絡** 申込書受付後、20日以内に連絡します。
- ③ **派遣者名等の派遣内容の連絡** 開催日の1ヶ月～2週間前までに連絡します。
- ④ **派遣者と電話等で打ち合わせ** 派遣者と開催内容等の確認を行ってください。
- ⑤ **伝承者等の派遣、開催** 会場設営、必要機器等の準備を行ってください。

※お申込みに際しての注意事項

- 派遣対象 学校、自治体、その他の団体が主催し、平和に関して学ぶ目的で行う平和学習等とします。ただし、政治・宗教・営利を目的とする集会等は除きます。
 - 聴講者数 概ね20名以上が聴講する平和学習等に派遣します。ただし、これを下回る場合においても状況に応じて派遣します。
 - 実施回数 申込は1団体1回のみ（1年度内）、講話もしくは朗読会のいずれかのみとします。なお、広島、長崎両方へのお申し込みはできません。
- ※必要機器等（パワーポイントソフトの入ったパソコン、机、マイク及びマイクスタンド等）は申込者に準備していただきます。また、会場借上料など必要経費は申込者負担となります。

平成30年度に寄せられた感想（抜粋）

広島からの派遣

○被爆体験伝承講話

【群馬県館林市立第五小学校】平成30年12月7日

1人の被爆者の体験に焦点を当て、前日の様子から詳しく話してくださいました。まるで彼を主人公としたドキュメンタリーを見ているようでした。生々しい内容、痛々しい話もありましたが、臨場感あふれる語り口に児童は固唾を飲んで聞き入っていました。



○被爆体験記朗読会

【青森県立野辺地高等学校】平成30年6月13日

会場の静寂の中で、聞いている生徒たちの心に直接訴えかけるかのような朗読をしていただき大変良かった。遠く広島から来訪していただき、現地の方だからこそ伝えられる重みのあるお話をしていただきました。



長崎からの派遣

○家族・交流証言講話

【兵庫県姫路市立四郷中学校】平成30年4月18日

画像や音源もあり、とてもわかりやすく当時のことを想像することができました。修学旅行の際、同じ資料を原爆資料館で見て、平和についてより深く考えることができました。



○被爆体験記朗読会

【宮崎県小林市立東方中学校】平成30年6月18日

紙芝居を通して、原爆の恐ろしさがよく伝わりました。継承者の思いや語り継ぐことの大切さが実感として伝わり、また中学生でもできる継承活動を具体的に学ぶことができました。



保健衛生施設等整備（災害復旧に対する支援を含む）

事 項	平成 30 年度 予 算 額	平成 31 年度 予 算 案	備 考
	百万円	百万円	
保健衛生施設等整備 （災害復旧に対する 支援を含む）	4,434	8,191	
1. 施設整備費	2,180	5,147	うち、「防災・減災、国土強靱化のための緊急対策」 として1,191百万円
2. 設備整備費	2,007	3,044	
3. 施設災害復旧費	246	0	東日本大震災復興特別会計

整備費の補助対象メニュー

<p style="text-align: center;">【 施設整備費 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原爆医療施設 ・原爆被爆者保健福祉施設 ・放射線影響研究所 ・農村検診センター ・小児がん拠点病院 ・エイズ治療拠点病院 ・HIV検査・相談室 ・難病相談支援センター ・感染症指定医療機関 ・感染症外来協力医療機関 ・結核患者収容モデル病室 ・結核研究所 ・多剤耐性結核専門医療機関 ・新型インフルエンザ患者入院医療機関 ・医薬分業推進支援センター ・食肉衛生検査所 ・精神科病院 ・精神保健福祉センター ・精神科デイ・ケア施設 ・精神科救急医療センター ・保健所 <p style="text-align: center;">〔 防災・減災、国土強靱化のための 緊急対策 〕</p>	<p style="text-align: center;">【 設備整備費 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原爆医療施設 ・原爆被爆者保健福祉施設 ・原爆被爆者健康管理施設 ・地方中核がん診療施設等 ・マンモグラフィ検診実施機関 ・エイズ治療拠点病院 ・HIV検査・相談室 ・難病医療拠点・協力病院 ・眼球あっせん機関 ・臍帯血バンク ・組織バンク ・末梢血幹細胞採取施設 ・感染症指定医療機関 ・感染症外来協力医療機関 ・結核研究所 ・新型インフルエンザ患者入院医療機関 ・医薬分業推進支援センター ・食肉衛生検査所 ・と畜場 ・市場衛生検査所 ・精神科病院 ・精神保健福祉センター ・精神科デイ・ケア施設 ・精神科救急車 ・精神科救急情報センター
--	---

1. 平成29年度公衆衛生関係行政事務指導監査結果の概要

(1) 指導監査を実施した地方公共団体の数

・ 都道府県	24か所
・ 指定都市	10か所
・ 中核市	15か所
・ 保健所設置市	2か所
・ 特別区	8か所

計	59か所
---	------

(2) 主な指摘事項

ア 原爆被爆者援護法関係

(ア) 被爆者健康手帳関係

- ・ 交付が遅延 2か所

(イ) 健康診断関係

- ・ 精密検査の実施が不適切 1か所

(ウ) 療養費払関係

- ・ 認定書の返還事務等が不適切 1か所

(エ) 各種手当等の認定関係

- ・ 手当支給事務が不適切 1か所

イ 感染症法関係

(ア) 定期健康診断に関する事項

- ・ 受診率が低い各事業所に対する指導が不十分 14か所
- ・ 報告書が未提出の各事業所に対する指導が不十分 15か所

(イ) 定期外健康診断（接触者健診）に関する事務処理

- ・ 対象者に対する勧告が不十分（未実施含む） 9か所
- ・ 接触者健診の実施率が低調 8か所

(ウ) 患者管理に関する事務処理

- ・ 新患者発生届出（法第12条）の遅延又は入退院届出（法第53条の11）が遅延 55か所

<ul style="list-style-type: none"> 新登録患者に対する保健師等による家庭訪問等指導の実施が不十分 	3 か所
(エ) 就業制限に関する事務処理	
<ul style="list-style-type: none"> 就業制限の通知が遅延等実施が不適切 	1 3 か所
(オ) 入院勧告・措置制度	
<ul style="list-style-type: none"> 入院勧告・措置や入院期間の延長の手續等が遅延している等実施が不適切（法第20条第1～5項） 	3 5 か所
<ul style="list-style-type: none"> 患者等への説明・意見を述べる機会の付与手續等の実施が不適切（法第20条第6～8項） 	2 7 か所
(カ) 公費負担制度	
<ul style="list-style-type: none"> 自己負担額の認定が未実施（再認定を含む） 	8 か所
<ul style="list-style-type: none"> 公費負担に係る連名簿等の審査点検が不十分 	5 か所

ウ 難病法と児童福祉法関係

難病法と児童福祉法関係については、制度の成立から施行までの期間が短かったこと及び経過措置期間等から、業務の進行状況を確認することを優先に実施した。

毒ガス障害者対策の概要

1. 目的

第二次大戦中、広島県大久野島おおくのしまにあった旧陸軍造兵廠忠海製造所等、福岡県北九州市にあった同會根製造所及び神奈川県寒川町にあった旧相模海軍工廠に従事していた者等の中には、当時製造していた毒ガスによる健康被害が多くみられることから、健康診断や相談指導の実施、医療費、各種手当の支給等を行い、健康の保持と向上を図っている。

2. 対象者

毒ガス障害者対策は、当時の従事関係に応じ、対策を講じている。

- (1) 旧陸軍共済組合等の組合員であった者については財務省
→ 「ガス障害者救済のための特別措置要綱」（昭29）及び「ガス障害者に対する特別手当等支給要綱」（昭45）により国家公務員共済組合連合会が実施
- (2) 動員学徒、女子挺身隊員等の組合員以外の者については厚生労働省
→ 「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」（昭49）により広島県、福岡県及び神奈川県に委託して実施

< 対象者数 >

財務省：	431人
厚生労働省：	1,280人
忠海：	1,220人
會根：	55人
相模：	5人
（平成30年3月末現在）	

3. 疾病の範囲

- ・ 慢性呼吸器疾患（慢性鼻咽頭炎、慢性気管支炎等）
- ・ 同疾病に罹患しているものに発生した気道がん（副鼻腔がん、舌がん等）
- ・ 上記疾病にかかっている者に併発した循環器疾患、呼吸器感染症、消化器疾患、皮膚疾患

< 予算額 >

毒ガス障害者対策費 平成31年度予算（案）	541,571千円
うち 健康診断費	14,723千円
うち 医療費	37,311千円
うち 各種手当	472,883千円
うち 相談事業等	16,654千円

4. 対策の概要<厚生労働省>

- ① 健康管理手帳 動員学徒等として従事していた者に交付
- ② 健康診断 年1回（一般検査、精密検査）
- ③ 医療手帳 毒ガスに起因する疾病を有する者に交付
- ④ 医療費 医療保険の自己負担分を支給
- ⑤ 特別手当 毒ガスに起因する疾病を有し、かつ重篤と認められた者に支給
- ⑥ 医療手当 特別手当を支給されている者であって、その疾病に係る療養を受けた期間について支給
- ⑦ 健康管理手当 毒ガスに起因する疾病が継続する者に支給
- ⑧ 保健手当 毒ガス障害の再発のおそれのある者に支給
- ⑨ 介護手当 費用を支出して介護を受けている者に支給
- ⑩ 家族介護手当 疾病が重度であり、家族の介護を要する状態にある者に支給

支給額 (H30年度)	受給者 H30年3月末現在
① —	1,280人
③ —	1,154人
⑤ 103,270円	33人
⑥ 入8以 36,850円	
入8未 34,430円	
⑦ 34,430円	992人
⑧ 17,270円	3人
⑨ 重度105,290円	0人
中度 70,190円	0人
⑩ 21,980円	0人

5. 平成31年度予算（案）：541,571千円（内委託額540,321千円）

6. 創設年度：昭和49年度